



厚生労働省発科 0224 第1号
平成24年2月24日

岩手県知事 殿
宮城県知事 殿
福島県知事 殿

厚生労働事務次官

平成23年度革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「平成23年度革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金交付要綱」により行うこととされ、平成23年11月21日から適用することとされたので通知する。

平成 23 年度革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金交付要綱

(通則)

- 1 革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}労働省令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災 3 県」という。）が、東北発の革新的医療機器等の創出・開発促進に向けた計画を作成し、同計画に基づく事業（以下「医療機器等開発事業」という。）及びその進捗を管理する事業を実施するための被災 3 県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、平成 24 年 2 月 24 日科発 0224 第 10 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政発 0224 第 14 号厚生労働省医政局長連名通知別紙「地域医療再生基金管理運営要領」に基づいて、被災 3 県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、次の表の第 1 欄に定める事業区分ごとに、実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と第 2 欄に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。

なお、事業ごとに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(別表)

1 事業	2 基準額
医療機器等開発事業	厚生労働大臣が定める額 (被災 3 県の合計額が 40.2 億円の範囲内)
医療機器等開発事業の 進捗を管理する事業	1 億円

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（様式第3号）を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 被災3県は、毎年度、事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

- 6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成24年3月2日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 7 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して、原則として1か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

- 8 この交付金の事業実績報告は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日（5の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は平成24年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

- 9 特別の事情により、4、6及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

県 知 事 印

平成23年度革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 基金造成経費所要額調書(別紙1)
- 3 基金造成事業計画書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算(見込)書抄本
 - (2) その他参考となる書類

(別紙1—1)

基金造成経費所要額調書

区分 (要綱第4の 別表事業)	総事業費 (A) 円	県又は事業者 負担額 (B) 円	実支出額 (A-B) (C) 円	寄付金その他の収 入額 (D) 円	差引額 (C-D) (E) 円	基準額 (F) 円	交付所要額 (EとFを比較して少 ない方の額) (G) 円
医療機器等 開発事業							
医療機器等開発 事業の進捗を 管理する事業							
合計							

(別紙1—2)

基金造成経費所要額調書(事業の内訳)

医療機器等開発事業の内訳

開発する医療機器等の内容	総事業費 (A) 円	県負担額 (別紙1-1の内訳) (B) 円	事業者負担額(別 紙1-1の内訳) (C) 円	負担額小計 (B+C) (D) 円	寄付金その他の 収入額 (E) 円	差引額 (A-D-E) (F) 円
合 計						

(別紙2)

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

県 知 事 印

平成23年度革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付精算額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 基金造成経費精算書(別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算(見込)書抄本
 - (2) その他参考となる書類

(別紙1)

基金造成經費精算書

[illegible]

(別紙2)

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		(円)		
合計額				

(注)1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式3)

平成23年度革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金調書

平成23年度 厚生労働省所管

都道府県名

国			都道府県								備考
歳 出 予 算 科 目	交 付 決定額	交付率	歳入			歳出					
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち 交付金 相当額	支出 済額	うち 交付金 相当額	
(項)東 日本大 震災復 旧・復 興医薬 品等研 究開発 推進費 (目)革 新的医 療機器 創出促 進等臨 時特例 交付金											

(記入要領)

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。